

令和7年度 横浜市自立生活安定化支援事業業務委託業務説明資料

- 1 件名 横浜市自立生活安定化支援事業業務委託
- 2 履行期限 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 履行場所 関係機関先や利用者宅、及び受託者が確保する体験アパート等

4 業務目的

本来一時的な利用が前提である簡易宿泊所や無料低額宿泊所、法的位置づけのない施設を居所としている生活保護受給者や住居確保給付金における転居費用の支給が見込まれる者及び支給決定者の中には、緊急連絡先がないことや転居に関する各種手続きについての知識が不足しているなどの理由により、本人が希望しても民間賃貸住宅等への転居が困難な方がいるため、不動産賃貸借手続きに関する知識や経験を有した者が仲介会社や地域の関係機関等と必要な連絡調整をすることが重要です。

そのような方に対して、居宅生活への移行に際し、転居先となる居宅の確保に関する支援、各種契約手続等に関する相談・助言し、転居後に地域での安定した生活が継続できるよう支援を図り、自立を助長することを目的として支援を実施します。

なお、本事業は、転居支援・定着支援等の支援を行うものであるため、不動産契約等に専門的な知識・居宅生活の移行に向けた相談支援活動に実績のある民間法人等に業務を委託します。

5 支援対象者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 横浜市内の簡易宿泊所、無料低額宿泊所、法的位置づけのない施設を利用している生活保護申請中の者、または生活保護受給者
- (2) ネットカフェやビジネスホテル等の一時的な居所を利用している生活保護申請中の者
- (3) 住宅を喪失している住居確保給付金申請中の者
- (4) 住居確保給付金における転居費用の支給が見込まれる者
- (5) 住居確保給付金における転居費用の支給決定者
- (6) その他、生活困窮者自立支援法に基づく本市の自立相談支援事業対象者のうち、区福祉保健センター長が必要と認める者

6 業務内容

- (1) 事業説明の実施

区生活支援課と協議の結果、支援を行うことを決定した者（以下「利用者」という。）と初回面接を実施し、本事業の説明を行います。

またこのとき、利用者と今後の目標等の共有も行います。

- (2) 利用者に対する相談支援等

利用者と面談を行い、支援方針を確認し、CW や自立相談支援員とともに、転居に向けた相談・助言等を行います。

あわせて、区福祉保健センターやその他関係機関とも連携して利用者の支援を行います。

(3) 転居支援業務

- ア 賃貸物件の情報収集・紹介、内見同行、賃貸借契約時の同行支援、仲介業者等との連絡調整
- イ 賃貸借契約に必要な保証会社の確保、緊急連絡先の引受け又は確保
- ウ 本人確認書類等の確保や携帯電話の購入支援
- エ 引越し業者の手配や家財道具購入等、入退居時にかかる支援
- オ その他転居に必要な支援

(4) 自立生活安定化支援業務

- ア 体験アパートを利用した生活支援。ただし、5－(4)及び(5)、(6)については、対象者に含まれない。なお、受託者は横浜市内に体験アパートを3室以上確保すること。
 - イ ゴミ出し等日常生活ルールを身に付けるための各種支援
 - ウ 家賃、公共料金支払いなどを自ら行えるようになるための家計支援
 - エ 居宅訪問、電話等による転居後の生活状況の確認、各種相談支援
 - オ 自治会、不動産業者、家主等との連絡調整
 - カ 区役所や地域ケアプラザ等、地域の関係機関との連絡調整
 - キ その他地域での自立した生活の定着に必要な支援
- (5) その他区福祉保健センター及び本市が実施する会議、研修等への参加、協力

7 実施体制

- (1) 受託者は以下のとおり、統括責任者、転居支援員、自立生活支援員を業務遂行に必要な人数配置すること。なお、それぞれを兼務しても専従でも可とする。
- ア 統括責任者は、転居支援員及び自立生活支援員への指導・助言、本市との連絡調整、その他本事業の統括を行う。
 - イ 転居支援員は、賃貸物件の情報収集・紹介や賃貸借契約の同行支援等を行う。ただし、統括責任者または転居支援員のうち1名は宅地建物取引士の資格を有する者としなければならない。
 - ウ 自立生活支援員は、体験アパートを利用した生活支援や家計支援、生活状況の見守りや各種相談支援等を行う。ただし、自立生活支援員のうち1名は社会福祉士もしくは社会福祉主事任用資格を持ち、社会福祉施設もしくは福祉事務所等での相談業務を3年以上経験した者としなければならない。
- (2) 受託者は支援員等に対し研修等を実施し、本事業を実施するために必要な知識や技術の向上に努めること。